COMSOL Runtime 使用許諾契約 ５．５

この文書は COMSOL Runtime 使用許諾契約の翻訳バージョンであり、お客様のよりよいご理解のために提供されています。ソフトウェアのインストール時に表示されるか、または、www.comsol.com/sla で閲覧可能なこの文書の英語バージョンが効力を与える文書となります。

お客様は COMSOL によって使用許諾を受けている COMSOL Runtime(以下「本 Runtime」)を使っています。

お客様又はお客様の組織が本 Runtime を COMSOL Compiler の一部として得た場合、COMSOL Multiphysics ソフトウェアのアドオンである COMSOL Compiler のインストール時に表示された COMSOL ソフトウェア使用許諾契約（www.comsol.com/sla）が適用されます。

お客様又はお客様の組織が本 Runtime を COMSOL Compiler の一部として得なかった場合、以下に定める本 COMSOL Runtime 使用許諾契約（「本 CRLA」）の条項及び条件が適用されます。

適用される条項及び条件に同意いただけない場合、本 Runtime を使用しないでください。

1　定義　本 CRLA を通じて、次の言葉及び表現は、それらが大文字で書かれているかどうかに関わらず、以下の通り定義されるものとします。

a.　「アプリケーション」とは、(i) COMSOL Multiphysics の Application Builder 機能（アプリケーション プログラミング インタフェースを使った修正の有り無しに関わらず）を使って作成されたアウトプット、または (ii)COMSOL Multiphysics のアプリケーション プログラミング インタフェースを使って、モデルと外部ユーザインタフェース間の相互操作が可能になったアウトプットを意味します。

b.　「コンパイル済みアプリケーション」とは、COMSOL Compiler を使ってコンパイルされたアプリケーションを意味します。

c.　「COMSOL」とは、COMSOL AB とその子会社及び関連会社を意味します。

d.　「機密情報」とは、ある状況下で合理的に機密と考えられるような場合に知り得た他の非公開情報を含む本 Runtime を意味します。

e.　「外部著作プログラム」とは、当社が他の機関から得て、本 Runtime に含めたソフトウェアプログラムを意味します。

f.　「モデル」とは、COMSOL Multiphysics ソフトウェアの Model Builder 機能及び／又はかかるソフトウェアのアプリケーション プログラミング インタフェースを使って作成され、COMSOL Multiphysics の Model Builder 機能に見られる機能を生成するアウトプットを意味します。

g.　「許可された目的」とは、本 Runtime のいかなる要素のベースのにある思考及び原理の理解を意味します。

h.　「Runtime」とは、コンパイル済みアプリケーションを実行するために必要なランタイムライブラリからなる、COMSOL によって発行される本ソフトウェアを意味します。

i.　「使用」とは、インストール、実行、使用、操作、実施することを意味します。

j.　「当社」とは、COMSOL を意味します。

k.　「お客様」とは、本 CRLA に従って本 Runtime にアクセスし、使用する許諾を得た個人、又は法人を意味します。

2　ライセンス付与　本 CRLA の期間中、当社は、お客様に対し、コンパイル済みアプリケーションだけに関してここに定める規定に従い、本 Runtime の使用を行う非独占的かつ譲渡不能の（本条項に記載の場合を除く）限定的ライセンスを付与します。本 Runtime に関連して（コンパイル済みアプリケーションを含む）お客様が使用する他のソフトウェアは別の条件に従います。一部の外部著作プログラムは、本 Runtime に含まれている about.txt ファイルに記載されているか、www.comsol.com/legal/about/ において、お客様が使用許諾を受けている本 Runtime のバージョンの下に列記されてる当該外部著作プログラムの発行人の定めた別の条件に基づきサブライセンスされています。ある特定の外部著作プログラムに関し、about.txt ファイルに記載もしくは言及のある条件又は www.comsol.com/legal/about/ においてお客様が使用許諾を受けている本 Runtime のバージョンの下に列記されている条件と、本条件とに齟齬がある場合、当該外部著作プログラムに関しては、前者の条件が優先するものとします。

a.　オブジェクトコード　本契約において付与されるライセンスは、本 Runtime のオブジェクトコード バージョンにのみ適用されます。一部の外部著作プログラムについて本 CRLA に明示的に記載のある場合を除いて、ライセンシーには、本 Runtime のソースコードに関する権利は一切ありません。

b.　所有権　本 Runtime は、使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。使用許諾される本 Runtime における権利、権原及び利益の全て（著作権及び営業秘密を含みますが、これらに限定されません）は、当社及び／又は当社の本 Runtime に組み込まれる外部著作プログラム及びその他プログラムを使用許諾した者の独占的財産であり、かつ常にそうあり続けるものとし、お客様には、ここに許可され、明示的に限定された権利以外に、これらに対するいかなる権利もないものとします。

c.　出版　当社は、本 Runtime が埋蔵されているコンパイル済みアプリケーションにおける権利の保持者によって許可される範囲において、かかるコンパイル済みアプリケーションに埋蔵されたものとして、本 Runtime を再作成、再配布する限定的な権利をお客様に付与します。ただし、お客様が他の者に当該 Runtime へのアクセス又はその使用を許諾する場合、(i)本 CRLA の当該ユーザへの自動交付を何らかの方法で不可能にするか妨害するような手段をお客様が講じないこと、(ii)かかるコンパイル済みアプリケーションに関してお客様が定める条件が、本 CRLA を変更したり、修正したり、本 CRLA と抵触したり、本 CRLA の終了を主張したりしないこと。

d.　制限

i.　本 Runtime は、本 CRLA によって明示的に許可されている場合を除いて、コピー、又は使用することはできません。

ii.　お客様が、第三者ソフトウェアを呼び出すためにコンパイル済みアプリケーションを使用する場合、当該第三者ソフトウェアのお客様による使用

が、当該第三者ソフトウェアの使用権をお客様に与えるライセンス契約の全条件（当該第三者ソフトウェアの呼出し方法に関する制限の一切を含みますが、これに限定されません）を遵守していること。

e. 権利の留保　現在又は将来のいずれにおいて存在するかにかかわらず、使用許諾される本 Runtime に関連する権利のうち、明示的にお客様に付与されていない権利は全て、当社又は当社のライセンサーが留保すること、並びに、本 CRLA において当社が明示的に承認していない本 Runtime の使用が行われた場合、本 CRLA の違反とみなされることを、お客様は認めるものとします。お客様は、本 Runtime の関係する二次的著作物、コンパイレーション又は集合物の改変又は創作をすることはできません。お客様は、本 CRLA に基づくお客様の義務の全てを果たすことができるよう、本 Runtime へのアクセスを許可された人について、指示、契約その他により、適切な措置を講じるものとします。

f. 使用　本 Runtime へのアクセス及び使用は、お客様又はお客様の組織と、コンパイル済みアプリケーションの権利の保持者の間の条項及び条件に従わなければなりません。かかる条項及び条件の下で許可される範囲内で、お客様は本 Runtime を全世界的に、コンパイル済みアプリケーションをサポートする目的のためだけにアクセスし、使用することができます。お客様のかかるアプリケーションの使用は、かかるアプリケーションの著者がそれに含んだ条項及び条件に適合しなければなりません。

g. リバースエンジニアリングの禁止　お客様は、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、分離、分断又はその他方法による本 Runtime からのソースコード取得の試みをしてはいけません。ただし、前記制限にかかわらず、かかる行為が適用される法律により明示的に許可されている場合、その範囲に限り例外とします。本 Runtime の全てのコピーには、原本と同様に著作権及び所有権の表示を付すものとします。お客様は、使用許諾された本 Runtime に貼付又は包含された著作権表示、商標表示又はその他所有権表示を除去したり、不鮮明にしたり、変更したりしてはいけません。本 CRLA に記載されているいかなる別段の規定にかかわらず、お客様は、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、分断、分離及び改変が可能なものとして、本 Runtime に含まれている offer.txt ファイルに明示的に列記されているか、あるいは www.comsol.com/legal/offer/ においてお客様が使用許諾を受けている本 Runtime のバージョンの下に列記されているファイルについてのみ、当該行為を行うことができます。お客様による本条項及び条件の受諾後三年間、本項に記載する要求があった場合、当社は、ファイルの一部又は全部の再作成に必要なソースコード又はオブジェクトコードの提供が可能なものとして、本 Runtime に含まれている offer.txt ファイルに明示的に列記されているか、あるいは www.comsol.com/legal/offer/ においてお客様が使用許諾を受けている本 Runtime のバージョンの下に列記されているファイルについてのみ、当該提供を行います。本項に基づく要求は全て、書面で、offer.txt ファイルに記載されている住所宛ての第一種郵便により行われるものとします。当社の配送費用をカバーするために、お客様へのコード送付費用を当社から請求することがあります。

お客様が欧州連合内におけるライセンシーである場合：お客様は、本 Runtime の逆コンパイル、逆アセンブル又はその他方法によるリバースエンジニアリングの行為が、許可された目的のために必要な場合に限り、当該行為をすることができます。ただし、以下を条件とします。(i)許可された目的の達成に必要な情報が、既に利用可能になっていないこと、又は当該情報の提供を求めた書面による要求

から合理的期間内に当社から提供されていないこと、(ii)編集、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等が、本 Runtime のうち、許可された目的の達成に必要な部分に限定されていること、(iii)取得される情報が、許可された目的以外には一切使用されず、許可された目的の達成に必要な場合を除き、いかなる他人にも開示されないこと、及び(iv)取得される情報が、本 Runtime のいずれかと表現（他のコンピュータ言語における本 Runtime の表現を含みますが、これに限定されません）において実質的に類似するプログラムの作成のために、又は本 Runtime における著作権により制限されているいかなるその他行為のために、使用されないこと。

h. 米国政府　お客様が米国政府の部局又は機関のいずれかのために本Runtime の本ライセンスを取得されている場合、当該政府は、商業コンピュータソフトウェア及び商業コンピュータソフトウェア文書の取得に適用される連邦取得規則に従い、本商業コンピュータソフトウェア及び商業コンピュータソフトウェア文書に関して本契約に規定された権利のみを有するものとします。特に、国防省の部局の場合、米国政府は、DFAR（国防省調達規則）227.7202-3 における商業コンピュータソフトウェア又は商業ソフトウェア文書条項における権利に関する(a)項に規定されているとおり、商業コンピュータソフトウェアである本 Runtime の取得について定めたライセンス契約に明記されている権利のみを有するものとし、これにより、本契約に規定された権利が適用されるものとします。その他の米国政府の部局又は機関の場合、米国政府は、FAR 12.212（連邦調達規則）に規定されているとおり、商業コンピュータソフトウェアである本 Runtime の取得について定めた本 CRLA に明記された権利のみを有するものとします。FAR（連邦調達規則）第 52.227-19 条が適用される場合、米国政府の権利には、当該条項の(b)(2)項に記載された権利が含まれます。ただし、いかなる状況においても、本ライセンスが、本 Runtime のソースコードに及んだり、その他方法により米国政府のために本 Runtime 又はドキュメンテーションを改変する義務を当社に負わせたりすることはありません。商業コンピュータソフトウェアである本 Runtime が、FAR（連邦調達規則）第 52.227-19 条又は同様の条項を含む契約に基づき米国政府に使用許諾される場合、以下の注記が本契約に盛り込まれます。

> 注記 – 本コンピュータソフトウェア（本 Runtime）に関連するかあるいはその引渡に付随する本ライセンス契約にかかわらず、これらの使用、複製及び開示に関する政府の権利は、これらの取得について定めた政府契約の第 52.227-19 条(b)(2)に規定するとおりとします。

i. 当社情報の保護及び機密性　本 Runtime には当社及び情報又は資料に関する当社ライセンサーの営業秘密及びその他有価な秘密情報が含まれており、本 Runtime はライセンサーそれぞれの知的財産における当社又はライセンサーの権利を何らかの方法又は手段で故意にあるいは過失により毀損する作為又は不作為をしてはならないことを、お客様は認めるものとします。お客様は、当社及び当社ライセンサーの秘密情報を、知る必要があるお客様の従業員に対してのみ開示するものとし、当社及び当社ライセンサーのいかなる秘密情報も、第三者に開示することはできません。さらに、お客様は、当社及び当社ライセンサーの秘密情報の秘密性を保持するため、お客様が使用許諾を受けた権利の付与の際と同等のあらゆる合理的注意を尽くすものとします。いかなる場合にも、本条項に規定する義務は、米国内の州政府もしくは連邦政府又はこれらに代わる者が、政府記録への一般アクセスについて規定する公記録法、情報公開法又は同様の法律によって、お客様又はお客様の組織に課す何らかの義務を無効にするものではありま

せん。

j. 将来のリリース　当社は、事前通知することなく、本 Runtime の一部又は全部の変更又は中止を行う権利を留保します。ただし、本 Runtime のかかる変更又は中止により、先に使用許諾された本 Runtime を継続的に使用するお客様の権利が、契約期間中に無効になることはありません。

3　ライセンス期間　本 CRLA に従い早期に解除されない限り、ライセンス期間は、お客様又はお客様の組織が本 Runtime にサポートされるコンパイル済みアプリケーションの使用を認可されている期間継続します。

4　輸出関連法の遵守　本 Runtime は、米国及び英国の輸出管理法又はその他（米国、英国及び米国以外）の政府の輸出入関連法規（「輸出関連法」）の適用を受けます。本 CRLA の他の条項又はいかなるその他 CRLA にかかわらず、お客様もいかなる第三者も、いずれかの輸出関連法に違反して本 CS EULA に基づくお客様の権利を行使することはできず、本 CRULA の譲渡が結果的にかかる違反になる場合には、いかなる者に対しても本 CRLA を譲渡することはできません。輸出管理のための文書において当社が課す、本 Runtime の使用、譲渡又は再輸出に対する制限の条件は、本 CRLA の本条件のいずれにも優先しますが、最新の輸出関連法の遵守はお客様の責任となります。お客様は、お客様又は本契約に基づく本 Runtime の使用をお客様が許可する人もしくは事業体のいずれも、米国その他の禁輸対象国又は米国政府が「テロリスト支援」国と特定している国に所在していたり、その永住者であったりしないこと、並びにお客様又は本 CRLA に基づく本 Runtime の使用をお客様が許可する人もしくは事業体のいずれも、米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されていないことを、表明及び保証するものとします。

5　保証の放棄　法律により別途要求される場合を除き、本ソフトウェアは「現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で」提供され、当社並びに当社のライセンサー、ディストリビュータ及び再販業者は、商品性、非侵害、設計、動作、ウイルスの不存在、瑕疵の不存在、アウトプットの正確性もしくは完全性、過失の不存在、安全性及び特定目的適合性（当該目的について当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータもしくは再販業者が事前に通知されていた場合でも）に関する保証並びに取引の過程、使用又は商慣行から発生する保証を含むがこれらに限定されない、明示的、黙示的、法定その他の保証の全てを否認します。お客様は、本プログラムはフォールトトレラントではなく、プログラムの失敗が、死亡、人身傷害、または重度の身体的または環境的損害に直接つながる可能性のあるような危険な環境での、フェイルセーフ性能を必要とする制御機器としての使用または再販を目的としていないことを認識します。

6　責任の限定　法律により許される範囲で、いかなる場合にも当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業者は、本 CRLA に起因又は関連して発生する間接損害、懲罰的損害、特別損害又は付随的損害（第三者による損害賠償請求、逸失利益、データの喪失、プライバシーの侵害、誠実もしくは合理的な注意等の義務の不履行、過失又はその他損失を含みますが、これらに限定されません）について、たとえ当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業者がかかる損害の可能性について通知されていた場合であっても、お客様に対する責任を負わないものとします。

7　勝訴当事者　本 CRLA の違反に対して訴訟又はその他手続が提起された場合、勝訴当事者は、当該当事者が権利を有するその他救済の一切に加え、当該訴訟又は手続の提起において負担した自己の合理的弁護士費用及びその他費用の回復を

受ける権利を有するものとします。

8　契約解除　本 CRLA は、(i)お客様又はお客様の組織と、お客様が本 Runtime へのアクセスを許諾した個人又は組織の間のいかなる契約の解除、又は(ii)お客様又はお客様の組織にによる本 CRLA の違反のいずれか早い時点で即時解除されるものとします。

9　契約解除の効果　本 CRLA が解除された場合、即時に、お客様は、本 Runtime の使用を中止するものとします。

10　本条件の改定　本 Runtime の新しいリリースが、本 CRLA の改定版に基づき使用許諾される可能性があり、かかる本 CRLA の改定版は、当該新リリースのお客様による最初の使用時に発効するものとします。

11　雑則　お客様は、いかなる人にも本 Runtime における所有権又は担保権を付与しないものとします。お客様は、お客様が本 Runtime を使用する管轄区域内においてお客様に適用される全ての法律を遵守するものとします。本 CRLA のいずれかの規定の違反については、書面によってのみ放棄できるものとし、かかる違反に関する放棄は、以後のいかなる違反に関する放棄として作用したり、そのように解釈されたりしないものとします。本 CRLA のいずれかが何らかの理由により、何らかの点において無効又は執行不能と判断された場合でも、本 CRLA の残りの規定は、法律により認められる最大限の範囲で執行されるものとします。本 CRLA により、管轄権を有する裁判所には、無効又は執行不能の規定を有効かつ施行可能なものにするよう修正する権限が与えられます。お客様が本 Runtime のライセンスをアメリカ（カリブ及びカナダを含む）で購入した場合、本 CRLA は、抵触法の原則の適用を受けず、マサチューセッツ州及びアメリカ合衆国の法律を準拠法とし、これらに従って解釈されるものとします。かかるライセンシーは、本 CRLA 又は本 CRLA の違反、解除もしくは無効の主張に起因又は関連して発生する紛争、論争もしくは請求は、マサチューセッツ州の州裁判所及び連邦裁判所の専属的管轄権及び裁判籍に服することに同意し、これら裁判所の対人管轄権を承諾するものとします。お客様が、本 Runtime のライセンスをアメリカ以外で購入した場合、本 CRLA は、抵触法の原則の適用を受けず、スウェーデンの法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。お客様が、ライセンスをアメリカ以外で購入した場合、本 CRLA 又は本 CRLA の違反、解除もしくは無効の主張に起因又は関連して発生する紛争、論争もしくは請求は、ストックホルム商業会議所(「SCC」)仲裁裁判所が運営する仲裁により最終的に解決されるものとします。SCC が、事件の複雑性、訴額その他の状況を考慮し、その裁量において仲裁規則が適用されるべきであると判断する場合を除き、当該仲裁には簡易仲裁規則が適用されるものとします。SCC が、仲裁規則が適用されるべきであると判断する場合、SCC は、仲裁廷を構成する仲裁人を 1 名又は 3 名のいずれとすべきかについても判断するものとします。両当事者は、かかる仲裁手続の過程においていかなる形で開示される情報、文書、資料の全てについて秘密保持するものとし、これらは当該手続のためにのみ使用されるものとします。仲裁地は、スウェーデン国ストックホルムとします。仲裁手続で使用される言語は英語とします。全てのライセンシーに関し、両当事者は、いずれかの国が採択するかあるいは採択する可能性のある国際物品売買契約に関する国際連合条約又は統一コンピュータ情報取引法（「UCITA」）の規定のいずれも、本 CRLA 又は本 CRLA の両当事者の関係には適用されず、これらを支配しないことに同意するものとします。UCITA が適用されるとみなされ得る範囲において、両当事者は、UCITA に含まれる適用除外条項に従い、その適用の除外を選択することに同意するものとします。両当事者は、両当

事者間に何らかの紛争が発生した場合に、マサチューセッツ州の州裁判所及び連邦裁判所の専属的対人管轄権を承諾します。お客様は、請求原因の発生から二(2)年超が経過した後に当社又は当社ライセンサーに対する訴訟を提起することはできません。法で認められる範囲において、お客様は本 CRLA により、本条件に起因又は関連して発生する請求に関してお客様が本来主張する権利を有する国家主権免責の一切を放棄するものとします。お客様が、本条項における条件に関するお客様の契約締結能力を法律により制限している管轄区域内の政府ユーザである場合、本条は、適用される法律により認められる範囲においてのみ執行可能とし、本 CRLA のガバナンス及び解釈に関して適用される法律並びに両当事者間における紛争に適用される管轄権は、本条項と抵触する当該法律上の要求により決定されるものとします。お客様が米国以外で本 Runtime を取得した場合、本条における適用法及び管轄権の選定と抵触する現地法があれば、当該法が本条に優先されるものとします。本 Runtime の一部は、当社ライセンサーから当社が取得したものですが、本 Runtime のライセンス提供については当社が単独で責任を負い、当社ライセンサーはお客様に対する当該ライセンスの提供について一切責任を負わず、本 Runtime の保守またはサポートについても、本 Runtime に関する苦情の対処についても一切義務を負わず、本 Runtime に関する保証も一切行っていません。当社ライセンサーは、本 CRLA の第三者受益者であり、本 CRLA の規定を執行する権利を有するものとします。本 CRLA の両当事者は、本 CRLA により、本 CRLA 及び本 CRLA に関連する文書の一切について英語のみによる記載を希望することを確認します。(Les parties au présent Accord confirment leur volonté que cet Accord, ainsi que les documents s’y rattachant, soient rédigés uniquement en langue anglaise.)

12 <u>完全合意</u>　本 CRLA は、主題事項に関する両当事者の完全な了解事項を含みます。従前の、同時期の及び以後の提案、合意、表明及び了解事項の全ては本 CRLA によって優先され、置き換えられます。本 CRLA は、本 CRLA の規定に従いお客様と当社が署名する書面による場合を除き、変更することはできません。